

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
3	身体障害者手帳交付に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

滝沢市は、身体障害者手帳交付に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

滝沢市長

公表日

令和7年3月25日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	身体障害者手帳交付に関する事務
②事務の概要	身体障害者福祉法に基づき、身体障害者手帳の交付に関する事務を行う。 ①身体障害者手帳の交付(再交付)申請受付、県への進達、交付 ②居住地の変更届出の受理 ③手帳の返還受付 ④手帳交付者の情報管理
③システムの名称	1. 身体障害者手帳交付システム 2. 共通基盤連携サーバー 3. 住民基本台帳システム 4. 住登外者宛名番号管理機能システム 5. 団体内統合宛名システム 6. 個人住民税システム 7. 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
身体障害者手帳情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第9条第1項 別表の20の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施しない]
②法令上の根拠	-
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉部地域福祉課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	滝沢市 企画総務部総務課 岩手県滝沢市中鵜飼55番地 019-656-6558

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	滝沢市 福祉部地域福祉課 岩手県滝沢市中鵜飼55番地 019-656-6517
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年1月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年1月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なの情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [○] 接続しない(入手) [○] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	システムの利用者制限を行い、必要のない業務について閲覧等を制限している。また、人為的ミスが発生するリスクに対する対策として、例えば、マイナンバー入りの書類を郵送等する際は、宛先に間違いがないか、関係のない者の特定個人情報が含まれていないか、ダブルチェックを実施した上で発送するなど、十分に対策が講じられていると考えられる。
判断の根拠		

9. 監査		
実施の有無	☐ 〇 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 ☐	
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	事務取扱者の適切な管理を行っている。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月30日	I.5.評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	地域福祉課長 舘澤 俊幸	課長	事後	様式変更により訂正したもの。
令和1年6月30日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	滝沢市役所 企画総務部人事課 岩手県滝沢市中鵜飼55番地 019-684-2111	滝沢市 企画総務部総務課 岩手県滝沢市中鵜飼55番地 019-656-6558	事後	課名変更及び直通電話が追加されたため、様式変更に合わせて訂正したもの。
令和1年6月30日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	滝沢市役所 健康福祉部地域福祉課 岩手県滝沢市中鵜飼55番地 019-684-2111	滝沢市役所 健康福祉部地域福祉課 岩手県滝沢市中鵜飼55番地 019-656-6517	事後	直通電話が追加されたため、様式変更に合わせて訂正したもの。
令和1年6月30日	IIしきい値判断項目 1.対象人数	平成27年11月30日時点	平成31年3月31日時点	事後	様式変更に伴い再度実施したもの。
令和1年6月30日	IIしきい値判断項目 2.取扱者人数	平成27年11月30日時点	平成31年3月31日時点	事後	様式変更に伴い再度実施したもの。
令和1年6月30日	IV.リスク対策	記載事項なし	リスク対策の実施状況を追加	事後	様式変更により追加したもの。
令和2年12月18日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・別表第一の12項	別表第一の11項	事後	法改正等によって発生した項番ずれを再評価実施に合わせて変更したもの。
令和2年12月18日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・別表第二の16、27、28、31、54、55、56の2、57、79、106、116項	・別表第二の10、14、16、20、27、28、31、54、55、56の2、57、79、85の2、106、108、116項	事後	法改正等によって発生した項番ずれを再評価実施に合わせて変更したもの。
令和2年12月18日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	滝沢市役所 健康福祉部地域福祉課 岩手県滝沢市中鵜飼55番地 019-656-6517	滝沢市 健康福祉部地域福祉課 岩手県滝沢市中鵜飼55番地 019-656-6517	事後	再評価実施に合わせて修正したもの。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年12月18日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年3月31日 時点	令和2年3月31日 時点	事後	再評価実施により再度実施したもの。
令和2年12月18日	Ⅱしきい値判断項目 1. 取扱者数 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	500人以上	500人未満	事後	再評価実施により再度実施したもの。
令和2年12月18日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年3月31日 時点	令和2年3月31日 時点	事後	再評価実施により再度実施したもの。
令和3年9月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) ・第9条第1項 ・別表第一の11項	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項 別表第一の11項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第11条	事後	見直しに伴い修正したもの。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年9月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) ・第19条第7号 ・別表第二の10、14、16、20、27、28、31、54、55、56の2、57、79、85の2、106、108、116項	(情報提供の根拠) 1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第19条第8号 別表第二の14、16、20、27、28、31、54、55、56の2、57、79、85の2、106、108、116項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第11条、12条、14条、20条、21条、22条、28条、29条、30条、31条、42条、43条の4、53条、55条、59条の2の2 (情報照会の根拠) 1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第19条第8号 別表第二の10、16、20、27、31、54、55、56の2、57、79、85の2、108、116項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第9条、12条、14、20条、22条、28条、29条、30条、31条、42条、43条の4、55条、59条の2の2	事後	番号法の改正に伴う修正。
令和3年9月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年3月31日 時点	令和3年7月31日 時点	事後	番号法の改正による修正に伴い実施したもの。
令和3年9月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年3月31日 時点	令和3年7月31日 時点	事後	番号法の改正による修正に伴い実施したもの。
令和7年3月25日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項 別表第一の11項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第11条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項 別表の20の項	事前	評価の再実施及び新様式への移行に係る修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月25日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ①実施の有無	実施する	実施しない	事前	評価の再実施及び新様式への移行に係る修正
令和7年3月25日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報提供の根拠) 1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第19条第8号 別表第二の14、16、20、27、28、31、54、55、56の2、57、79、85の2、106、108、116項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第11条、12条、14条、20条、21条、22条、28条、29条、30条、31条、42条、43条の4、53条、55条、59条の2の2 (情報照会の根拠) 1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第19条第8号 別表第二の10、16、20、27、31、54、55、56の2、57、79、85の2、108、116項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第9条、12条、14、20条、22条、28条、29条、30条、31条、42条、43条の4、55条、59条の2の2	-	事前	評価の再実施及び新様式への移行に係る修正
令和7年3月25日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署	健康福祉部地域福祉課	福祉部地域福祉課	事前	評価の再実施及び新様式への移行に係る修正
令和7年3月25日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	滝沢市 健康福祉部地域福祉課 岩手県滝沢市中鵜飼55番地 019-656-6517	滝沢市 福祉部地域福祉課 岩手県滝沢市中鵜飼55番地 019-656-6517	事前	評価の再実施及び新様式への移行に係る修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月25日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	1. 身体障害者手帳交付システム 2. 共通基盤連携サーバー 3. 住民基本台帳システム 4. 団体内統合宛名システム 5. 個人住民税システム 6. 中間サーバー	1. 身体障害者手帳交付システム 2. 共通基盤連携サーバー 3. 住民基本台帳システム 4. 住登外者宛名番号管理機能システム 5. 団体内統合宛名システム 6. 個人住民税システム 7. 中間サーバー	事前	評価の再実施及び新様式への移行に係る修正
令和7年3月25日	IV.リスク対策 8. 人手を介在させる作業	—	十分である 【判断の根拠】 システムの利用者制限を行い、必要のない業務について閲覧等を制限している。また、人為的ミスが発生するリスクに対する対策として、例えば、マイナンバー入りの書類を郵送等する際は、宛先に間違いがないか、関係のない者の特定個人情報が含まれていないか、ダブルチェックを実施した上で発送するなど、十分に対策が講じられていると考えられる。	事前	評価の再実施及び新様式への移行に係る修正
令和7年3月25日	IV.リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	—	十分である 【判断の根拠】 事務取扱者の適切な管理を行っている。	事前	評価の再実施及び新様式への移行に係る修正